

保護増殖事業計画の策定及び変更について

令和 7 年 2 月 4 日

中央環境審議会 自然環境部会
第35回野生生物小委員会

種の保存法に基づく保護増殖事業

国内希少野生動植物種

(448種 ※令和7年1月現在)

個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条) 等

生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)
→ 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
→ 立入制限地区の指定も可能

保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)
保護増殖事業の実施 (国、地方公共団体、民間等により推進)
→ 個体の繁殖の促進
→ 生息地又は生育地の整備
→ その他種の保存を図るための事業

保護増殖事業計画

■保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

■希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

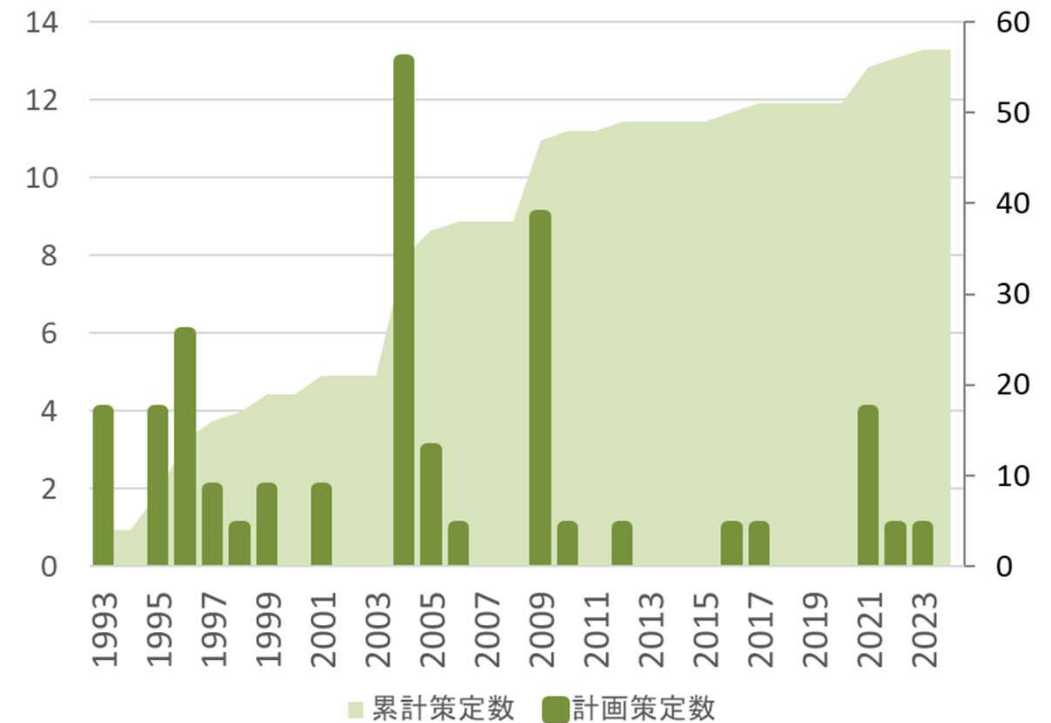
保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

保護増殖事業計画の策定状況

これまでに

76種を対象に 57 計画策定

※令和 7 年 1 月現在



策定種 (76種)

＜ほ乳類＞ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ

＜鳥類＞アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカラヒワ

＜爬虫類＞ミヤコカナヘビ

＜両生類＞アベサンショウウオ

＜魚類＞ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ

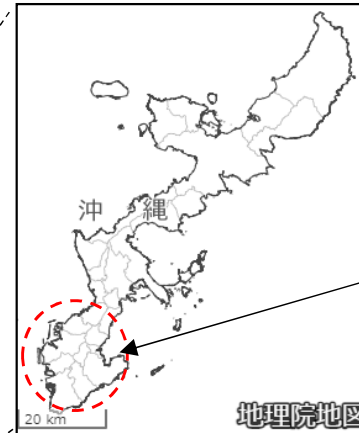
＜昆虫類＞ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、タカネヒカゲハヶ岳亜種

＜貝類＞小笠原陸産貝類20種

＜植物＞キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

南西諸島陸産貝類 保護増殖事業計画（案）

南西諸島陸産貝類 対象種及び分布



アマノヤマタカマイマイ

Satsuma amanoi

分布
沖縄島

※現在は南部地域
に限られる

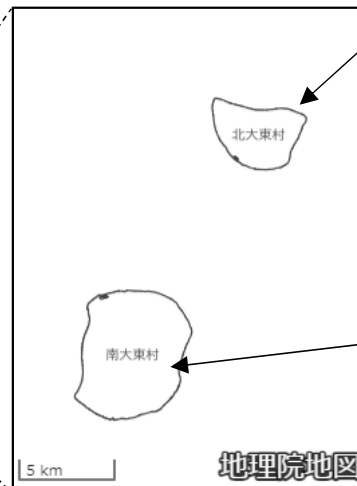


アツマイマイ属 2 亜種

ヘソアキアツマイマイ

Nesiohelix omphalina omphalina

分布
北大東島



オオアガリマイマイ

Nesiohelix omphalina bipyramidalis

分布
南大東島



対象種の特徴

アマノヤマタカマイマイ

環境省レッドリスト2020
絶滅危惧IA類 (CR)



- 殻は殻長約25mm、殻径約20mm程度で高円錐形状。
- 殻色は全体的に乳白色（模様はない）。
- 樹上性で琉球石灰岩上の発達した常緑広葉樹を利用。
- 枯葉や、樹上・葉上の菌類などを餌資源として利用。
- 比較的湿潤で連続した林を必要とする。

ヘソアキアツマイマイ

環境省レッドリスト2020
絶滅危惧IA類 (CR)



- 殻は殻長約20mm、殻径約25mm程度の低円錐形状。
- 殻色は黒褐色から黄褐色で、一部の個体では明瞭な茶褐色の色帯がある。
- 島内に残存する良好なビロウの優占する湿度の保たれた森林の林床に生息する。樹上の利用が見られることもある。

オオアガリマイマイ

環境省レッドリスト2020
絶滅危惧IA類 (CR)



- 殻は殻長約20mm、殻径約25mm程度の低円錐形状。
- 殻色は褐色から黄褐色で、体層周縁の上下に褐色帯を具えるが、色帯は不鮮明。殻表面は微細な突起によりサメ肌状となる。
- 島内に残存する良好なビロウの優占する湿度の保たれた森林の林床に生息する。

アマノヤマタカマイマイの減少要因等

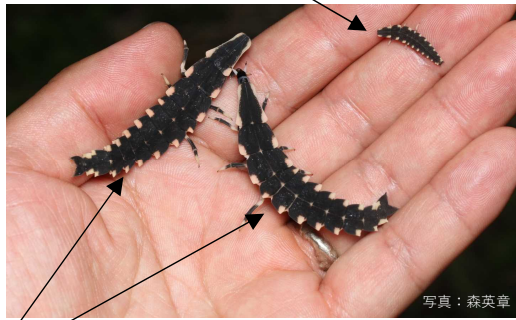
生息状況

- 近年、外来捕食者の侵入により個体数及び生息地点が急激に減少
- 野生絶滅が目前の状態。

減少要因

- 土地造成、道路建設、公園整備等の開発等に伴う生息適地の減少。
- 国内外来種であるヤエヤママドボタルなどの侵入に伴う捕食圧。
- 本種は美麗であるため採集圧も懸念。

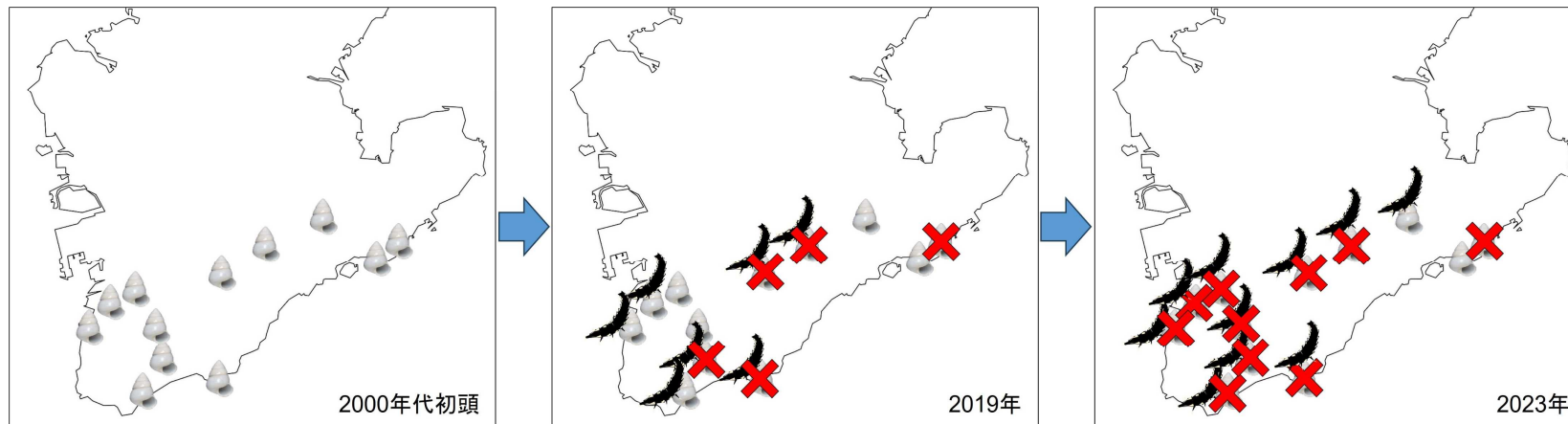
オキナワマドボタル（在来）



ヤエヤママドボタル（国内外来）

マイマイを捕食

ヤエヤママドボタルの生息拡大とアマノヤマタカマイマイの確認地点消失



ヘソアキアツマイマイ オオアガリマイマイの減少要因等

生息状況

- 現在は島内に残されたごく一部の森林に生息地が点々と残るのみ。近年、外来捕食者の影響により、個体数と生息地点が著しく減少。野生絶滅が目前の状態。

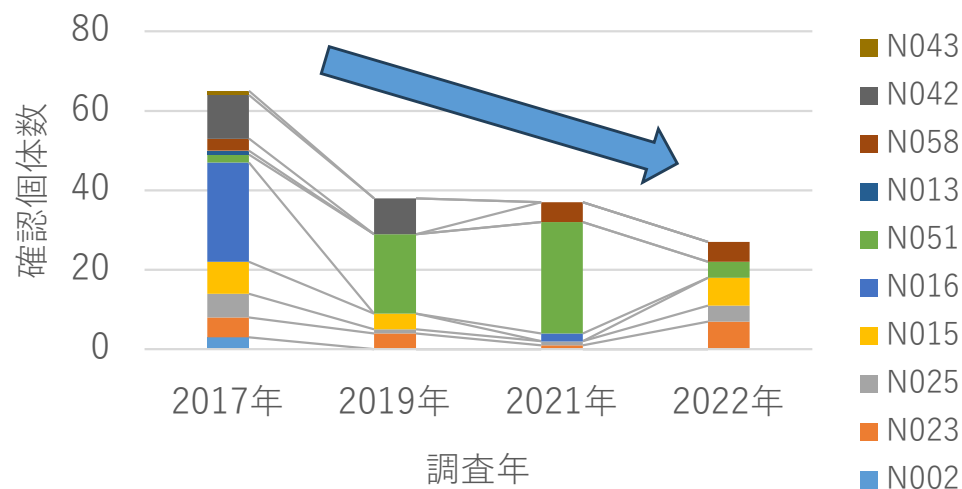


ニューギニアヤリガタリクウズムシ

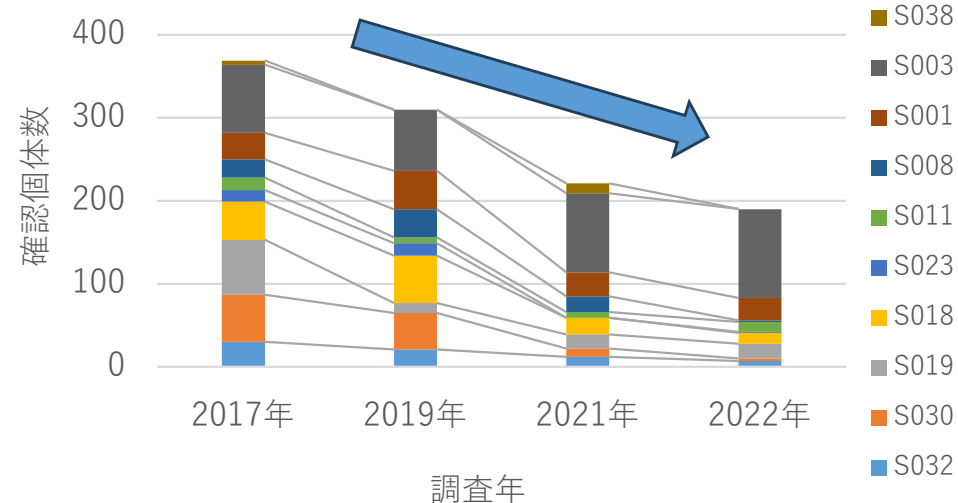
減少要因

- 開墾に伴う開発や森林の減少、乾燥化や外来植物の侵入による植生の変化等。
- 近年はニューギニアヤリガタリクウズムシ等の外来種による捕食圧により急激に減少。

ヘソアキアツマイマイ生息状況



オオアガリマイマイ生息状況



保全の状況



- 2017年 アマノヤマタカマイマイを国内希少野生動植物種（種の保存法）に指定
- 2018年 ヘソアキアツマイマイとオオアガリマイマイを国内希少野生動植物種（種の保存法）に指定
- 2019年 環境省において3種の生息状況調査・生息域外保全の技術開発を開始
- 2022年 環境省において生息環境調査開始
- 2023年 生息域外保全参画施設の拡大（動物園等5施設で飼育・繁殖）
- 2024年 環境研究総合推進費による研究「絶滅に瀕する島嶼陸産貝類の保全に向けた貝食性外来種防除技術の開発」（令和6年度～令和8年度）

南西諸島陸産貝類保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	環境省
第1 事業の目標	自然状態（二次的自然を含む）で存続できる状態とすること
第2 事業の区域	南西諸島における対象種の分布域（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第3の3により飼育下繁殖及び野生復帰を行う区域
第3 事業の内容	1 生息状況等の把握 (1) 生息状況、生息環境等の調査及びモニタリング (2) 影響要因の把握
	2 生息地における生息環境の維持及び改善等 (1) 生息地の維持及び改善等 (2) 外来種対策
	3 飼育下繁殖、野生復帰等の実施 (1) 飼育下繁殖の実施 (2) 野生復帰の検討
	4 生息地における違法な捕獲の防止
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の内容 1

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況、生息環境等の調査及びモニタリング

- 対象種の分布、個体数、生息密度等の生息状況調査と動向モニタリング。
- 対象種の生息地及びその周辺地域における植生、地形、土壌、気象等の環境条件とその変化、対象種の自然条件下での生活史や繁殖様式、遺伝的構造・多様性等の生物学的特性の把握⇒対象種の保全単位の検討。

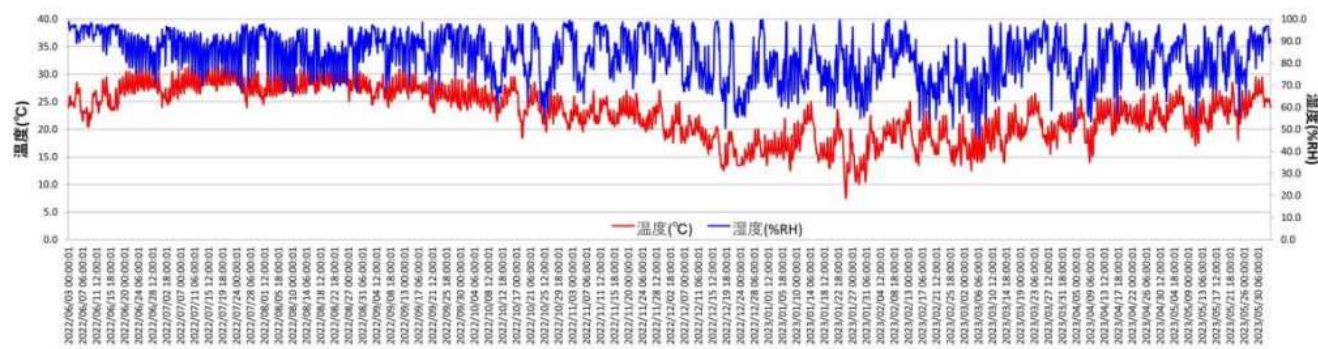
(2) 影響要因の把握

- 対象種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びそれらの影響の程度について把握。
- 対象種を捕食する外来種の侵入状況等は、関係機関等とも連携して情報収集。



生息状況調査の様子

生息環境条件の把握



アマノヤマタカマイマイ生息地の温度・湿度データ

事業の内容 2

2 生息地における生息環境の維持及び改善等

(1) 生息地の維持及び改善等

- 再導入等による個体群の再構築を視野に、対象種の生息地及びかつての生息地等において、生息に適した環境の維持、改善及び再生を図る。

(2) 外来種対策

- 対象種の個体群の縮小に著しい影響を及ぼす外来種については、防除技術の研究及び開発を推進し、関係機関等と協力して防除や拡散防止に努める。



北大東島の残存林



ダイトウビロウ苗の移植による
森林再生試験



外来捕食者（ヤエヤママドボタル）
の登攀防止試験

3 飼育下繁殖、野生復帰等の実施

(1) 飼育下繁殖の実施

- 野生復帰可能な資質を保つような飼育繁殖技術の確立を目指す。
- 飼育下における生態的知見の収集や生殖細胞等の保存及び活用に関する研究等を推進。
- 遺伝的多様性に配慮しつつ、複数の施設において飼育下個体群を維持。

(2) 野生復帰の検討

- 生息域内（かつての生息地であった地域等を含む。）への野生復帰を検討。
- 必要性や具体的手法、放出先等を十分に検討し、細心の注意を払って実施。



飼育に使う恒温器



繁殖用飼育環境



アマノヤマタカマイマイの卵

事業の内容 4・5

4 生息地における違法な捕獲の防止

- 対象種の違法な捕獲を防止するため、必要に応じて生息地における監視や普及啓発を関係機関等と協力して行う。

5 普及啓発の推進

- 対象種の保全の必要性、本事業の実施状況、外来種問題等に関する普及啓発を進め、対象種の保全に対する配慮及び協力を働きかける。
- 関係地域の自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。
- 対象種の個体群に著しい影響を及ぼす外来種等の新たな侵入、拡大を防止するため、意図的・非意図的に関わらず関連する地域に生物を持ち込む可能性のある関係者（農家等関係地域の住民、研究者、工事事業者等）への普及啓発を図る。

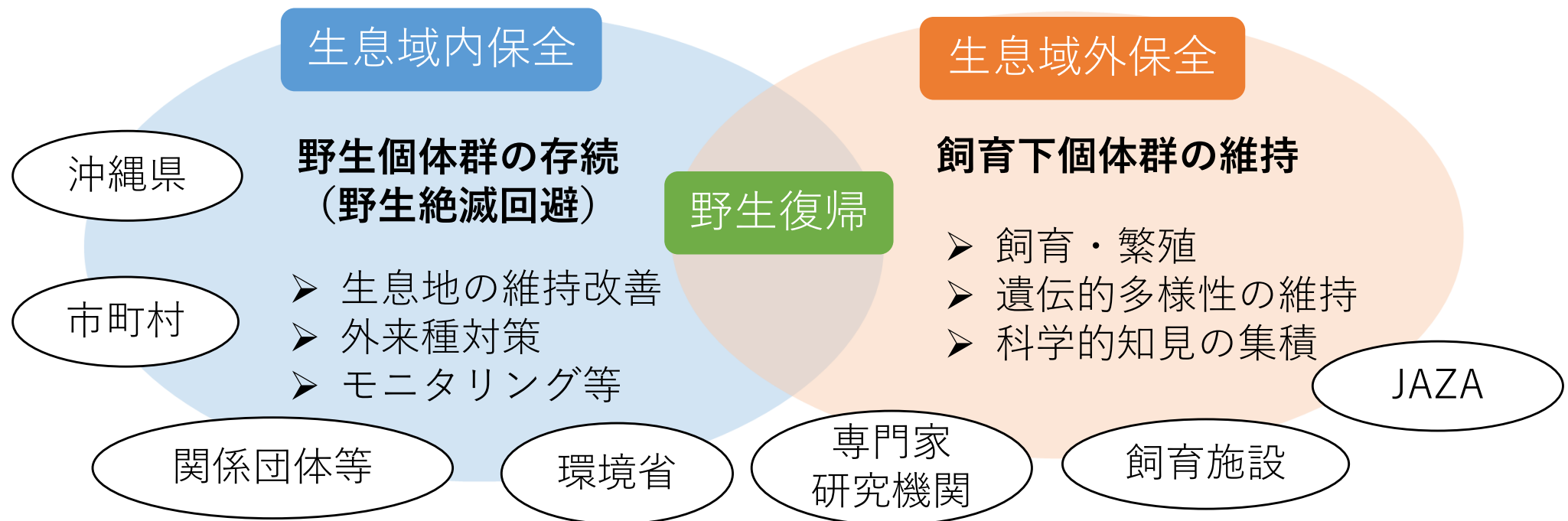


美ら海水族館での展示の様子

事業の内容 6

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 国、関係地方公共団体、対象種の生態等に関する専門的知識を有する者、対象種の保全活動に参画する団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。



イヌワシ保護増殖事業計画変更（案）

イヌワシの概要

種名

イヌワシ *Aquila chrysaetos japonica*

環境省レッドリスト2020

絶滅危惧IB類 (EN)

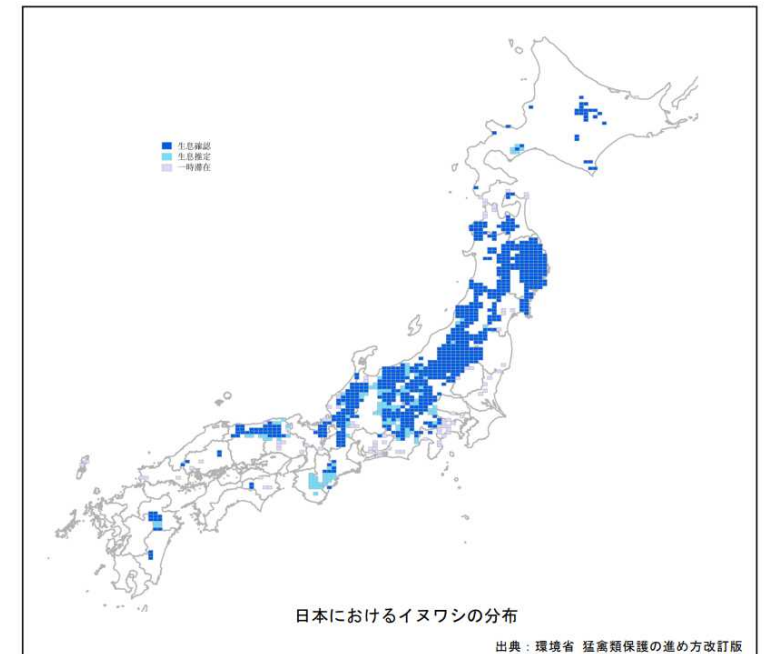
国の天然記念物

分布

- 留鳥として北海道、本州、四国、九州に分布
- 本州では東北地方及び中部地方から北陸地方の日本海側を中心に生息
- 北海道、四国、九州ではごくわずかに生息

特徴

- 全長81～89cm。翼開長168～213cm
- つがいごとに広い行動圏を持ち、その中に営巣場所や採餌場所を含む
- 主にノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類等を捕食
- 1～3月頃に産卵し、抱卵は40～45日程度、巢内育雛期70～94日程度
- 概ね年間を通じ雌雄2羽で生活を共にし、山地帯に生息する



イヌワシの生息状況等

生息状況

◆生息個体数

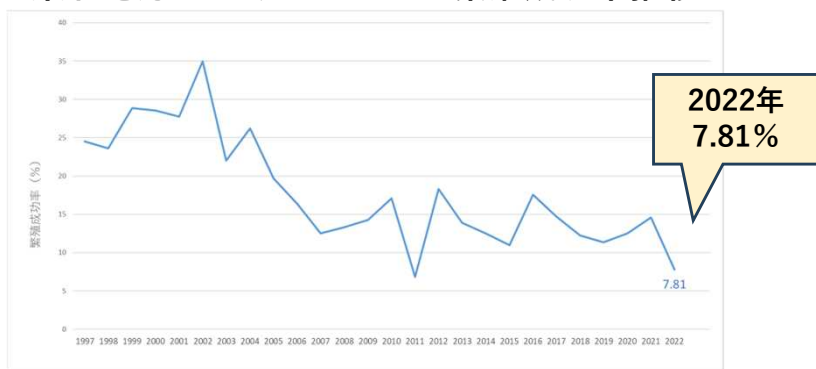
2004年：最大650羽と推定（環境省希少猛禽類調査）

2014年：約500羽と推定（日本イヌワシ研究会）

◆繁殖成功率

2021年：全国平均19.7%（日本イヌワシ研究会）

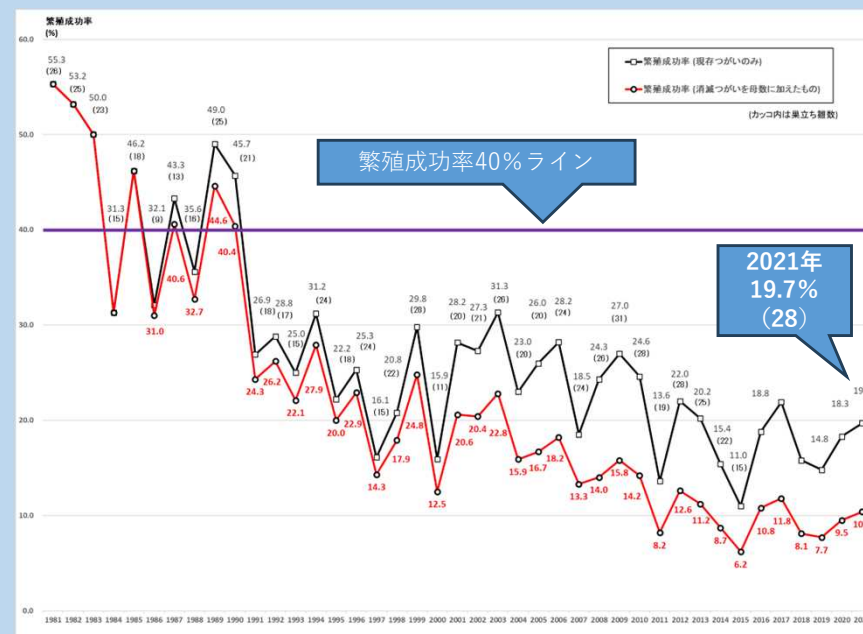
東北地方におけるイヌワシ繁殖成功率推移



影響要因

- 森林や草原の手入れ不足による狩場適地及び餌動物の生息環境の減少
- 大規模開発、レジャー等での不用意な接近による攪乱（営巣放棄）
- 農薬や鉛などの化学物質の蓄積による影響も懸念
- 近年は風力発電施設建設などの影響も指摘

全国のイヌワシ繁殖成功率の推移



繁殖成功率（現存つがいのみ）を10年ごとにみると、1981～1990年が44%、1991～2000年が25%、2001～2010年が26%、2011～2020年が17%と低下の一途を辿っている。

※日本イヌワシ研究会HP公表資料から引用・一部改変

イヌワシ保護増殖の経緯

	本種の保全に係る指定・計画等	本種の保全の取組
1960年代	1965 国の天然記念物に指定（文化財保護法）	保護個体の飼育開始
1970年代		飼育下での繁殖成功
1980年代		日本イヌワシ研究会 生息・繁殖状況調査 人工育雛成功
1990年代	1993 国内希少野生動植物種に指定（種の保存法） 1996 イヌワシ保護増殖事業計画策定（種の保存法） 1996 猛禽類保護の進め方公表 2000 猛禽類保護センター開設（@鳥海南麓）	希少猛禽類調査 ヒナ移入事業
2000年代	2004 希少猛禽類調査の結果公表 （全国のイヌワシ推定個体数400羽～650羽）	東北地方の繁殖状況調査 ローテーション育雛成功
2010年代	2012 猛禽類保護の進め方改訂版公表 2015 イヌワシ保護増殖事業マスタープラン策定 2019 将来的な野生復帰に備えたイヌワシ飼育下個体群の管理方針策定	置賜地域森林施業モデル事業 営巣地補修 有精卵の長距離移動に成功 ヒナ移動と別ペア育雛成功
2020年代	2021 イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標公表 2022 浅間山におけるイヌワシ保護増殖事業実施計画(信越)	浅間山イヌワシ復活プロジェクト

イヌワシ保護増殖事業マスタープラン

策定日：平成27年7月1日 策定主体：イヌワシ保護増殖検討会

位置づけ

「イヌワシ保護増殖事業計画」に示された事業内容を推進していくため、イヌワシの現状、より具体的な事業内容とその進め方、関係者間の役割分担、効果的な保全策等を取りまとめたもの

策定方針

採餌環境の改善に資する森林施業に焦点を当て、着実に対策を進めることを重視

目標（10年後）

※マスタープラン策定時点で知見が不十分のため具体的な数値目標等の設定は見送り

- ・ 特定の地域の個体数の減少と繁殖成功率の低下について、その要因をつがい単位で整理し、適切な保全策を実施して、効果を検証する
- ・ 飼育下において野生復帰しうる個体を維持。野生復帰のリスクも踏まえ、必要性、可能性を検討

将来的な野生復帰に備えたイヌワシ飼育下個体群の管理方針（令和元年）

目標とする個体数や繁殖成功率等の具体的な数値目標を検討

イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標（令和3年）

優先して実施する事業

- （1）森林施業モデル事業の実施による採餌環境の改善方法の検証
- （2）個体数の減少等の著しい地区における採餌環境の改善
- （3）生息域外保全と野生復帰方策の検討
- （4）普及啓発

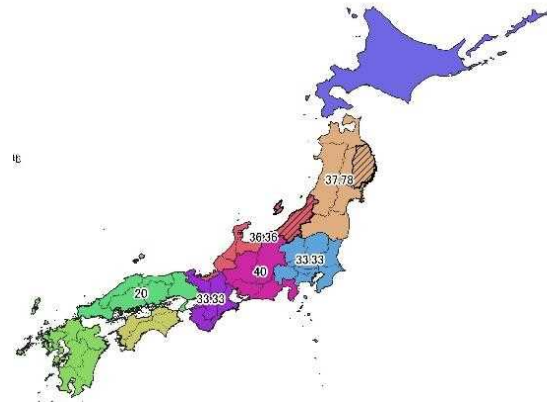
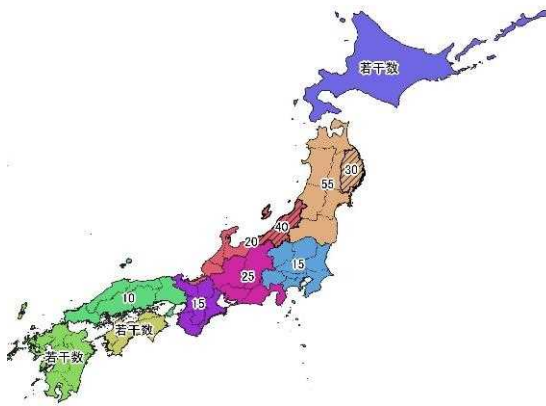
イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標

令和3年8月環境省公表

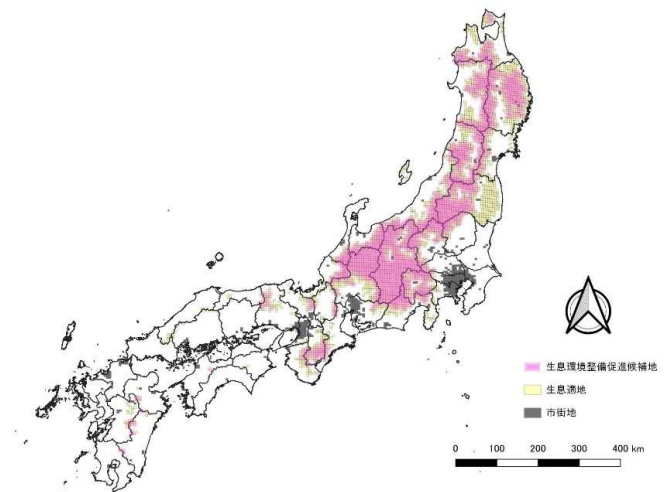
- イヌワシの生息数増加につながる取組みを全国で推進するため、目指すべき具体的な目標を設定
- 生息適地解析と個体群存続可能性分析（PVA）により **目標つがい数**と **目標繁殖成功率**を算出

全国の目標つがい数
206

全国の目標繁殖成功率
36.17%



全体目標達成に向けた取組を効果的に進めるためのツールとして、**生息環境改善促進候補地**を抽出

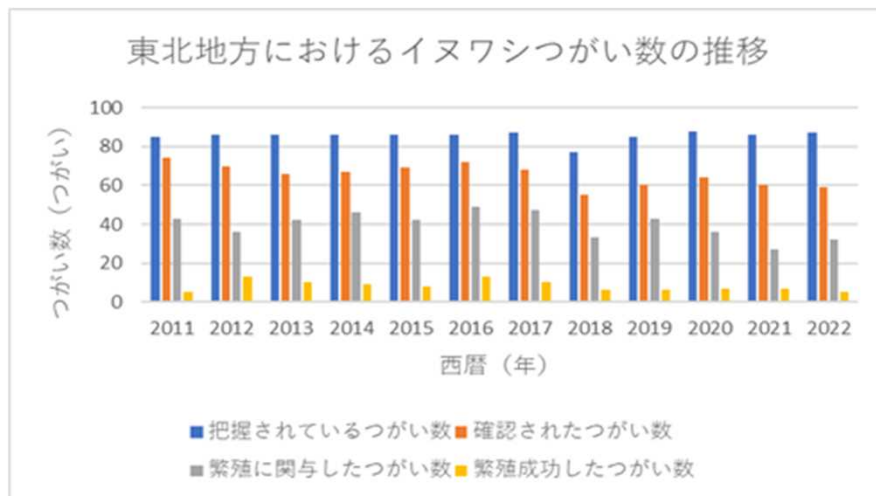


目標つがい数・繁殖成功率の達成に向け、図を参考に、現地の状況や過去の生息状況などと照らし、地域ごと・つがいごとの詳細なデータを得ながら必要な対策を検討し、採餌環境の改善等の取組を促進していくことが重要

東北地方環境事務所における取組

東北地方のイヌワシ繁殖状況調査

観察者へのアンケート等により把握



普及啓発

猛禽類保護センターでの展示・解説等



猛禽類保護センター



展示の様子

民有林における生息環境整備の推進

営巣環境改善

巣の補修、支障木の伐採



イヌワシ調査

観察による行動調査等



イヌワシ行動圏内の民有林事業者と、狩場創出のための森林施業を支援したい都市部の企業とをマッチング

伐採面積算出の支援ツールの開発等

信越自然環境事務所における取組

浅間山イヌワシ復活プロジェクト

- 国指定浅間鳥獣保護区におけるイヌワシの生息環境改善
- 実施計画を策定し、林野庁や保護団体等と連携・協力して実施



○浅間山におけるイヌワシ保護増殖事業実施計画（令和4年8月策定）

策定者：環境省信越自然環境事務所、林野庁中部森林管理局東信森林管理署

1. 保護増殖事業の目標

- 国指定浅間鳥獣保護区周辺においてイヌワシ1つがいが安定的に生息
- 生息つがいの繁殖成功率 40%以上

2. 保護増殖事業の内容

- イヌワシの採餌環境改善（森林施業による開放空間の確保）
- モニタリング（イヌワシ、餌動物）
- 積極的な保全対策として、給餌等の検討
- 鉛中毒の防止 ○普及啓発

3. 役割分担（体制）

- 環境省：関係行政機関の連絡調整、ノウサギの出現状況調査、イヌワシの飛翔等のモニタリング、普及啓発
- 林野庁：人工林の伐採、採草等
- 長野イヌワシ研究会：助言、イヌワシの営巣地等の調査
- 日本自然保護協会：助言



保護増殖事業計画変更の背景及び主な変更点

<背景>

本種は、概ね全国的に生息していたが、地域によっては、繁殖成功率の著しい低下やつがい数の減少・消失が確認されている



民間団体等も含め、多様な主体が協力・連携して、

- ・ 生息に必要な環境の維持及び改善の取組が必要
- ・ 地域やつがいの状況に応じて、繁殖成功率を向上させる取組やつがい数の増加に向けた取組が必要

<主な変更点>

- 策定主体として文部科学省を追加
- 保全手法の技術開発を進め、必要なタイミングで必要な保全手法を選択できるよう、「野生復帰の検討」を明記
- 新たに得られた知見や本種を取り巻く現状等を踏まえ、事業内容を見直すとともに用語等を整理

イヌワシ保護増殖事業計画変更（案）の概要

	現計画	変更案
共同策定省庁	環境庁、農林水産省	文部科学省、農林水産省、環境省
第1 目標	本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする	
第2 事業の区域	全国（主として本種の繁殖地）	全国（主として第3により取組を行う地域）
第3 事業の内容 （項目）	1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング 2 繁殖地における環境の把握と維持・改善 3 卵及び雛の移入 4 飼育下での繁殖 5 その他 (1) 繁殖地における監視 (2) 普及啓発の推進 (3) 効果的な事業の推進のための連携の確保	1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング 2 営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善 3 卵及び雛等の移入 4 飼育下での繁殖及び野生復帰の検討 5 その他 (1) 営巣場所周辺における監視 (2) 普及啓発の推進 (3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・ 営巣場所： 営巣木や巣棚など（利用していないものも含む）
- ・ 営巣場所周辺： 主要な採食地、高利用域等のほか、不用意な人の接近を防止する必要がある範囲を含む範囲

イヌワシ保護増殖事業計画（案）の概要

策定省庁	文部科学省・農林水産省・環境省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすること
第2 事業の区域	全国（主として第3により取組を行う地域）
第3 事業の内容	1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング
	2 営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善
	3 卵及び雛等の移入
	4 飼育下での繁殖及び野生復帰の検討
	5 その他 (1) 営巣場所周辺における監視 (2) 普及啓発の推進 (3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

事業の内容 1

1 生息・繁殖状況等の把握・モニタリング

- 全国的な生息・繁殖状況等とそれらの動向に関して、継続的な調査を行う。また、標識の装着等により個体を識別し、個体の移動、分散等の実態に関する情報の収集、整備を進める。
- 繁殖成功率の向上を図るためには、繁殖阻害要因の把握が重要であることから、野外で死亡した個体や孵化しなかった卵が得られた場合には、病性鑑定や環境汚染物質の影響の有無等の調査を行い、知見の収集に努める。



イヌワシの幼鳥



繁殖状況等の調査

事業の内容 2

2 営巣場所周辺における環境の把握と維持・改善

- 繁殖成功率の低いつがい、地域を把握。その結果を基に、保護増殖事業実施の必要性の高いつがいについて、以下により繁殖成功率の向上を図る
 - ・ 営巣場所、主要な採食地、高利用域等、餌動物その他の繁殖に特に重要な事項を調査
 - ・ 営巣場所の補修、人工巣棚の設置等の改善、整備を行うほか、餌動物が十分に生息できるような環境の整備、人工給餌等の必要な措置を講じる
- 上記の事業を行うつがい以外でも、改善・整備が必要な場合には、営巣場所の補修、人工巣棚の設置等に努める。
- 本種の営巣場所周辺における土地利用や事業活動の実施に当たっては、営巣場所や主要な採食地等本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

森林施業による開放地創出



餌動物の回復



3 卵及び雛等の移入

- 2のみでは、繁殖成功率の低下、繁殖へ寄与する個体数の減少等により地域のつがいの維持が困難と認められた場合には、自然界で淘汰される可能性が極めて高い卵または雛を、繁殖成功率の高いつがいから、つがい数増加が必要な地域の繁殖成功率が低いつがいに移入する。また、必要に応じ飼育下で得られた卵及び雛の活用を検討する。
- 移入に当たっては、生息域外保全及び傷病個体救護の取組と連携し、移入に必要な技術の確立に努める。営巣場所への人の接近に伴う営巣放棄等のリスクを十分勘案した適切な実施方法を検討する。
- 移入前後においては、移入元と移入先の各つがいの繁殖状況の継続的なモニタリングを行う。

4 飼育下での繁殖及び野生復帰の検討

- 本種の個体数は元来限られている上に、分布域の縮小、繁殖成功率の低下及びつがい数の減少が確認されていることから、個体数が急激に減少する可能性があることを考慮して対策を講ずる必要がある。
- 営巣地周辺における保護対策の強化と併せて、生息域外保全として、傷病鳥等のうち野外への復帰が不可能な個体等を活用し、適切な施設において飼育、繁殖を行い、飼育下繁殖技術の確立及び飼育下における生態的知見の把握並びに遺伝的多様性を保持した飼育下個体群の確立と維持を図る。
- 必要に応じて、本種の生息適地又は継続して生息環境整備に取り組んでいる地域において、飼育下で繁殖させた個体の放鳥による野生復帰の取組を検討する。

5 その他

(1) 営巣場所周辺における監視

- 営巣場所周辺の状況を踏まえ、必要に応じ、密猟や営巣場所への不用意な接近等を監視し、本種の生息、繁殖へ悪影響を及ぼす行為を必要最小限とするように努める。

(2) 普及啓発の推進

- 本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、関係地域の住民や関係機関を始め、広く国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息環境、繁殖状況、保全の必要性及び本事業の実施状況等についての普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保全活動の展開が図られるよう努める。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- 本事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、本種の保全活動に参画する民間団体、関連する農林業団体、及び本種の営巣場所周辺の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。